

# 第 2 期 会津美里町教育振興 基 本 計 画



会津美里町教育委員会



## はじめに

会津美里町教育委員会では、平成 22 年度末に「教育振興基本計画」を策定いたしました。この計画は本町の教育的な理念や基本的な目標を明らかにしたもので、それを「道しるべ」として平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間の教育行政に取り組んできました。

その間、平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故が発生しました。本町では、楡葉町の児童生徒を中心に最も多いときで約 200 名の避難児童生徒を受け入れました。さらに、放射線量の比較的高かった幼児施設、学校の除染を行うとともに、学校給食の食材の放射線量測定を行うなど、必要な対策を講じました。

また、平成 23 年 10 月には機構改革を行い、学校教育課を「こども教育課」と改め、保育所関係、放課後児童クラブ関係の業務も教育委員会で担当し、3・4・5 歳児の幼稚園、保育所の保育を同じ視点で行うなど、幼児教育の充実を図ってまいりました。

平成 25 年 4 月には、本郷第一小学校、本郷第二小学校を統合して、新しい校舎を建設して本郷小学校を開校しました。今年度で 3 年目となりますが、児童は元気に教育活動に励んでいます。

一方、児童生徒数につきましては、平成 22 年 5 月 1 日現在で 1,803 名でしたが、平成 27 年 5 月 1 日現在では 1,498 名（内 24 名が避難児童生徒数）と、この 5 年間で 300 名を超える人数が減少しました。このことは町全体の人口減少も大幅であったことを示唆しています。

このような急激な人口減少対策として町では、「会津美里町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定するとともに、第 3 次総合計画の中では、重点プロジェクトとして、「子育て支援の充実」「子ども教育の充実」に取り組むこととしております。

教育委員会といたしましては、町の教育力向上が人口減少対策に大きく寄与するものと考えており、そのような認識のもと、第 2 期の教育振興基本計画を策定しました。第 2 期計画では、第 1 期計画を継承して、「子ども教育の充実」「生涯学習の充実」「生涯スポーツの充実」「文化財の保存・活用と地域文化の継承」という 4 つを基本施策として、様々な教育施策に精力的に取り組んでまいります。また、「子育て支援の充実」や現在計画されております複合文化施設の建設と併せて公民館体制や生涯学習体制の再編にも取り組んでまいります。

本計画の推進には、町長をはじめとする町当局はもとより、家庭や地域の皆様の力が不可欠です。皆様には引き続き会津美里町の教育へのご協力、ご支援をいただきますようお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月

会津美里町教育委員会教育長 佐治和則

## 〈 目 次 〉

第1章 総論	
Ⅰ 計画策定の背景と趣旨	1
Ⅱ 計画の位置付け	2
Ⅲ 計画期間	2
第2章 これまでの取り組みと今後の方向性	
第1期計画の検証	3
第1期計画の体系図	4
1 子ども教育の充実	5
2 生涯学習の推進	12
3 生涯スポーツの推進	17
4 文化財の保護・活用と地域文化の継承	21
第1期計画における数値目標の達成状況	25
第3章 会津美里町の目指す教育のすがた	
Ⅰ 基本理念	29
Ⅱ 基本目標	30
第4章 施策の体系と展開	
Ⅰ 施策の体系	31
Ⅱ 施策の展開	33
1 子ども教育の充実	33
基本施策1 幼児教育の充実	
基本施策2 基本的な生活習慣を確立し、確かな学力と知的好奇心を持ち 自ら学び続ける子どもの育成	
基本施策3 「心豊かな子ども」の育成	
基本施策4 「健康でたくましい子ども」の育成	
基本施策5 子どもを取り巻く教育環境の整備・充実	
基本施策6 地域全体で子ども教育を支える仕組みづくり	
2 生涯学習の充実	41
基本施策1 家庭教育の推進	
基本施策2 青少年の健全育成	
基本施策3 生涯学習の推進	
3 生涯スポーツの充実	45
基本施策1 生涯スポーツ・レクリエーションの振興	

基本施策2	スポーツ施設の充実	
基本施策3	スポーツを通じた交流の促進	
4	地域文化の振興	48
基本施策1	文化財の保存と活用	
基本施策2	伝統文化の継承	
基本施策3	芸術・文化活動の推進	
第5章 計画の推進のために		
I	会津美里町第3次総合計画の教育関係政策の指標	52
II	会津美里町教育振興基本計画の施策の指標	56
<b>資料</b>	会津美里町教育・保育関係組織関連図	61
	用語解説	62
	会津美里町教育振興計画策定委員会設置要綱	64
	会津美里町教育振興計画策定委員名簿	65
	第2期会津美里町教育振興計画策定経過	66



# 第1章 総論

## I 計画策定の背景と趣旨

近年、人口減少や少子高齢化、情報通信技術の発達、グローバル化の進展などにより、社会情勢が急速に変化する中において、国は、平成18年に教育基本法を改正し、地方公共団体に対し、地域の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画を策定することを努力義務として求めるとともに、平成25年6月には、教育基本法の理念を踏まえ教育の再生を図るため第2期教育振興基本計画を策定しました。

さらに平成27年4月1日には新しい地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。この法律は、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会の連携強化などを図る目的で改正されたものであります。その中で総合教育会議の設置や教育行政の総合的な施策の目標・方針となる大綱の策定などが義務づけられました。

また、福島県教育委員会では、平成22年3月に第6次福島県総合教育計画を策定し、各種施策を展開してきました。その後平成23年3月に発生した東日本大震災・原発事故災害から復旧・復興を図るため平成25年3月に第6次福島県総合教育計画を改定して、震災等からの復興・再生に向けていろいろな施策を展開しているところです。

本町においては、平成23年3月に、教育施策の指針となる「会津美里町教育振興基本計画」（平成23年度～平成27年度の5年間）を策定し、「子ども教育の充実」、「生涯学習の推進」、「生涯スポーツの推進」、「文化財の保護・活用と地域文化の継承」の4つの基本施策からなる様々な教育施策を推進してまいりました。

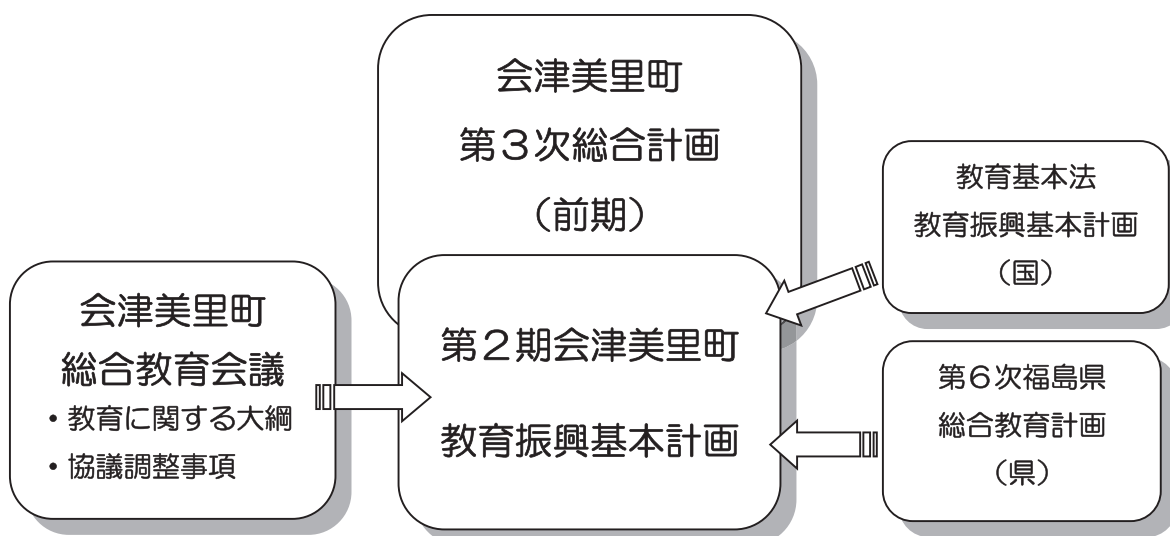
このような中、町では「第2次総合計画」（平成23年度～平成27年度）の反省点を踏まえながら、「第3次総合計画（前期）」（平成28年度～平成32年度）を策定し、課題解決に向けた戦略的な取組みと更なる効果的かつ透明性の高い行政経営への取組みを平成28年度から実施することとしています。

この第2期教育振興基本計画は、町の「第3次総合計画（前期）」の個別計画として、本町を取り巻く社会情勢や教育の状況の変化を踏まえ、第1期5年間の成果と課題を浮き彫りにし、より一層各種施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、今後5年間の教育施策の新たな指針として策定するものです。

## Ⅱ 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき本町における「教育の振興のための基本的な計画」として策定するものです。

また、「会津美里町第 3 次総合計画（前期）」を上位計画として整合性を図り、さらに国が策定している「教育振興基本計画」や「第 6 次福島県総合教育計画」などを参酌して、本町教育行政が進むべき方向性とその実現のために必要な施策を明らかにするものです。



## Ⅲ 計画期間

本計画の計画期間は、「会津美里町第 3 次総合計画（前期）」に合わせ、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

### 教育基本法（平成 18 年 12 月改定）

#### （教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。